

5川教支第280号  
令和5年7月21日

川崎市立学校長 様

教育委員会事務局学校教育部支援教育課長  
健康福祉局障害保健福祉部障害計画課長  
健康福祉局障害保健福祉部障害者施設指導課長

川崎市における障害児通所支援事業所と学校との連携の基本的な考え方について（通知）

標記の件について、平成30年5月の文部科学省・厚生労働省通知による「家庭と教育と福祉の連携『トライアングル』プロジェクト（平成30年5月24日付け30文科初第357号・障発0524第2号）」において、障害のある児童生徒やその保護者が地域で切れ目なく支援が受けられるよう、家庭と教育と福祉の一層の連携が図られることになりました。

つきましては、教育委員会事務局及び健康福祉局では、家庭と教育と福祉の連携をより円滑に進めるため、「障害児通所支援事業所と学校との連携の基本的な考え方について（通知）」（令和2年3月13日付け31川教指第3003号及び31川健障計第1643号）を一部見直し、改定いたしました。各学校が放課後等デイサービス事業所及び保育所等訪問支援事業所（以下、障害児通所支援事業所という。）と円滑な連携が図られるよう、別紙「川崎市における障害児通所支援事業所と学校との連携の基本的な考え方」を参考にしつつ、各学校と障害児通所支援事業所において適切な対応をお願いします。

なお、本件について、御不明な点等がございましたら、各担当までお問い合わせください。

教育委員会事務局学校教育部  
支援教育課  
支援学校担当 鈴木  
電 話 200-0761  
小中高等学校支援教育担当 松尾  
電 話 200-0364  
健康福祉局障害保健福祉部  
障害計画課  
障害児福祉担当 林  
電 話 200-3796  
障害者施設指導課  
事業者指導担当 久野木  
電 話 200-0082

■電子文書のみ送付

□電子文書・紙文書ともに送付

□紙文書のみ送付

(別紙)  
令和5年7月21日

## 川崎市における障害児通所支援事業所と学校との連携の基本的な考え方(通知)

### 1 趣旨

教育と福祉の連携については、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等(以下、学校という。)と放課後等デイサービス及び保育所等訪問支援事業所(地域療育センターを除く。以下、障害児通所支援事業所という。)との相互理解の促進や、保護者も含めた情報共有の必要性が指摘されているところであり、本市においても、教育委員会事務局や健康福祉局の主導のもと、支援が必要な子供やその保護者が、乳幼児期から学齢期、社会参加に至るまで、地域で切れ目なく支援が受けられる支援体制の整備に努めているところである。

これを踏まえ、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の2の2第5項及び学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)の規定に基づき、本市においても障害のある子供やその保護者が地域で切れ目なく支援が受けられるよう、家庭と教育と福祉の一層の連携を推進する方策について検討を行い、令和2年3月に基本的な考え方としてまとめたところである。

この度、障害児通所支援事業所と学校との連携に当たっては「川崎市版放課後等デイサービスガイドライン(令和3年8月改定 川崎市健康福祉局障害保健福祉部障害者施設指導課)」等を参考に、基本的な考え方の一部見直し、より一層の充実に努めるものとするものである。

(参考通知)

- ・文部科学省初等中等教育局長・厚生労働省社会・援護局生涯保健福祉部長「教育と福祉の一層の連携等の推進(通知)」平成30年5月24日付 30文科初第357号、障発0524第2号
- ・文部科学省「学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行について(通知)」平成30年8月27日付 30文科初第756号

### 2 連携の方向性

教育と福祉との関係部局において相互理解の場を設定するとともに、障害児通所支援事業所と学校との連携は「当面は、支援の主体者である保護者の同意のもと、子供の状況に合わせて適切に連携を進める」こととする。

### 3 本通知における児童の定義

児童とは、満十八歳に満たないものをいう(児童福祉法第4条)が、放課後等デイサービスについては、特例として二十歳に達するまで利用できることから、放課後等デイサービスに通う二十歳未満の者を指すこととする。

なお、本通知では「子供」とする。

### 4 連携の基本的な考え方

- (1) 教育基本法及び児童福祉法の理念に則り、子供の権利を最大限に尊重すること。具体的には、保護者の意向を踏まえつつ、常に子供の視点に立ち、子供にとってどのような連携が提供されるべきかという観点から、障害児通所支援事業所及び学校は、それぞれが果たすべき役割を明確にすること。また、障害児通所支援事業所と学校が連携する際には、保護者・子供及びそれぞれの連携機関との信頼を失うことのないように細心の注意を払うと

ともに、関係法令に従いその責めを負うものとする。

- (2) 障害児通所支援事業所職員及び学校教職員は、業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。また、障害児通所支援事業所と学校との連携の終了後においてもその義務は継続するものとする（守秘義務遵守）。
- (3) 障害児通所支援事業所及び学校は、相談窓口をあらかじめ保護者等に明示しておくこと（例えば、児童発達支援管理責任者等、支援教育コーディネーター等）。
- (4) 障害児通所支援事業所職員及び学校教職員による参観や情報交換等の実施については、依頼した保護者と依頼を受けた担当者が相談を行う等して、連携の目的を明確にした上で、障害児通所支援事業所及び学校において慎重に実施の可否を判断する。また、障害児通所支援事業所と学校との連携に当たっては、「教職員の働き方・仕事の進め方改革の方針（平成31年 川崎市教育委員会）」等に十分に留意するものとする。
- (5) 支援方針及び個別教育支援計画（個別の指導計画を含む）にかかわる連携については、保護者が保管・管理していることから、保護者を通じて行うことを基本とする。

## 5 連携の主な内容

- (1) 子供の健康と安全にかかわること。
- (2) 子供の見立てや支援にかかわること。
- (3) 関係機関における引継ぎ等の連絡・調整にかかわること。

なお、障害児通所支援事業所と学校において、訪問者が校内で子供と一緒に活動する直接支援については、学校教育活動内における支援であることから、その必要性について障害児通所支援事業所と学校で事前に調整した上で慎重に検討するものとする。直接支援の実施に当たっては、障害児通所支援事業所及び学校が、教育委員会事務局及び健康福祉局に助言を求めるなどして、子供の安全・安心が十分に保障された上で、実施されなければならない。

## 6 訪問における留意事項

障害児通所支援事業所職員及び学校教職員（以下、訪問者という。）が各相手側を訪問する際には、障害児通所支援事業所と学校のそれぞれの実情や、子供の実態に応じて、以下のとおり適切に活動の参観等を実施するものとする。

### (1) 実施期間

原則として、4月下旬から2月末（長期休業中を除く）までの実施とする。

### (2) 回数及び時間

ア 放課後等デイサービス事業所と学校との連携

年2回程度の訪問を標準とする。

イ 保育所等訪問支援事業所と学校との連携

厚生労働省は、2週間に1回程度の学校の訪問を想定しているが、連携の目的をはじめ、子供の実態や、学校行事や教職員の勤務時間等の実情を十分に考慮して設定する。訪問時間は、1回1時間程度を標準とする。

### (3) 申込方法

障害児通所支援事業所及び学校に訪問を依頼する場合は、保護者を通じて連携先に依頼するものとする。なお、申込方法や書式等については、障害児通所支援事業所及び学校の実情に応じて別に定めるものとする。

### (4) 訪問者

ア 訪問者は、1つの事業所又は学校につき2名までとする。申込をした時点で届け出が

あった訪問者と、当日の訪問者が異なる場合は、必ず事前に保護者を通じて障害児通所支援事業所及び学校に連絡するものとする。

イ 訪問者は、障害児通所支援事業所又は学校に訪問する際に、必ず身分証明書等を携行すること。

ウ 訪問者は、個人情報保護の観点から、あらかじめ申込を行った子供のみでの参観等とすること。

エ 記録等を残す必要がある場合には、対象となる子供以外の個人情報の取り扱いについては十分に注意するものとする。また、カメラや携帯電話等による録音・動画撮影は、禁止とする。

オ 訪問者は、あらかじめ調整した日時及び場所で、参観等を行う。参観先の状況によっては、教室外からの参観等となる場合もある。

カ 訪問者は、活動及び授業の妨げにならないように十分に配慮する。学校の活動及び授業中は、訪問者からの質問等に応じられない場合がある。また、子供（対象外の子供を含む）への事前に学校に確認が取れていない言葉がけ等は、禁止とする。

キ 訪問者は、必要に応じて、保護者の同伴を依頼することもできる。

## 7 その他

(1) 本通知は、令和5年7月より実施するものとする。

(2) 今後、連携の状況を踏まえて、連携の基本的な考え方を見直していくものとする。

以 上